令和7年度大分県就労継続支援事業所活躍推進補助金



新たな事業分野への参入や業務拡大、多様な働き 方の推進に取り組む就労継続支援事業所に対して 発生する経費の一部を支援します。

補助率 上限額 1/2 100万円

提出書類に基づき審査を行います

対象者

県内に就労継続支援事業所を有し、下記①~③いずれかの取り組みを1つ以上実施するもの



①新たな事業分野への参入





補助対象事業	補助対象経費	補助率
①新たな事業分野への参入		
②業務拡大につながる取組	取組に必要な報償費、需用費役務費、委託料、使用料及び賃借料	<u>1 / 2 以内</u> (補助上限額 1 0 0 万円)
③施設外就労や在宅就労など 多様な働き方の推進につながる取組	備品購入費、工事請負費、負担金等	

★補助金の申請にあたってはまず事業実施計画承認申請書の入力&提出を! (裏面参照)

当事業に関する問合せ・申請書提出先

福祉保健部 障害者社会参加推進室 大分県 就労促進班 担当:大久保・大平

Tel: 097-506-2726

Mail: a12370@pref.oita.lg.jp

申請書はこちらからダウンロードください▶



どのような取組や経費が対象になるのか?

農業が主体の事業所が新たにホテリ現在取り組んでいる農業分野の面 テナンス用具費用

①新たな事業分野への参入』②業務拡大につながる取組

ル清掃業務へ挑戦するためのメン▮積拡大など業務拡大するために必 など 要な農業機械の購入費用 など



多様な働き方の推進につながる取組

在宅就労を促進するためのPC導入費用 新たに施設外就労に取り組む際の送迎車両導入費用

など



補助金申請の流れ

①事業実施計画 承認申請書の提出

取組内容が本補助金の対象と なるかどうか確認をします。

※事業実施承認申請書へ 取り組み内容等を記入のうえ 障害者社会参加推進室まで メールにて送付ください。

Mail: a12370@pref.oita.lq.jp

申請様式

usuishin.html





②内容確認

メールまたは電話にて障害者社会 参加推進室より本補助金の対象と なるか、内容確認を行います。

★変更が生じた際

取組内容や予算に変更が生じ る場合は、あらかじめ(発 注・契約前)「変更申請書」 の提出が必要になる場合があ りますので担当者までご相談 ください。

③申請書の提出

確認の結果、本補助金の対象となる 旨連絡&通知を受けたのち、当室に 交付申請書をメールにて提出してく ださい。



④書類の審査

審査後に審査結果を書面にて通 知します。交付決定通知後に 実施する事業が補助金

の対象となります。



⑦補助金の支払

実績報告に不備がない場合は 補助金額の確定を行います。 額の確定後に請求書を提出い ただだき、補助金を指定の口 座に振り込みます。

⑥実績報告の提出

事業が完了した日から30日以内 又は交付決定を受けた日の属 する年度の翌年度の4月20日の いずれか早い日までに

「実績報告書」を 提出してください。



⑤補助事業の実施

交付決定通知を受けた申請内 容に沿って補助事業を実施し てください。